



志布志市結婚新生活支援補助金



ご結婚、誠におめでとうございます！

志布志市では結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家賃、引越費用等）を支援していますので、ぜひご利用ください。

補助対象世帯

※下記要件を全て満たす方が対象です。

チェック欄	対象要件
<input type="checkbox"/>	令和4年1月1日から令和5年3月31日までに婚姻届を受理された夫婦
<input type="checkbox"/>	婚姻を機に、新たに志布志市内で住宅を購入又は賃借していること
<input type="checkbox"/>	婚姻時に夫婦ともに満39歳以下であること
<input type="checkbox"/>	世帯の所得が400万円未満であること ※ 婚姻に伴い離職し、申請時点で無職の方は所得がないものとみなします ※ 貸与型奨学金の返済を行っている方は、交付申請のあった日から遡って1年以内の返済額を所得から控除できます
<input type="checkbox"/>	本市に5年以上居住する意思があること
<input type="checkbox"/>	夫婦のいずれもが市税等を滞納していないこと
<input type="checkbox"/>	夫婦のいずれもが暴力団員等でないこと
<input type="checkbox"/>	他の公的制度による家賃補助等を受けていない世帯であること
<input type="checkbox"/>	夫婦のいずれもが過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと
<input type="checkbox"/>	志布志市U・Iターン者支援事業（住宅購入補助金）の交付を受けていないこと

補助対象経費


結婚を機に令和4年1月1日から令和5年3月31日までに発生し、支払った次の費用が補助の対象になります。


〔住居費〕住宅賃借料（3か月分まで）、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
住宅購入費、住宅リフォーム費

〔引越費用〕引越し業者又は運送業者へ支払った費用

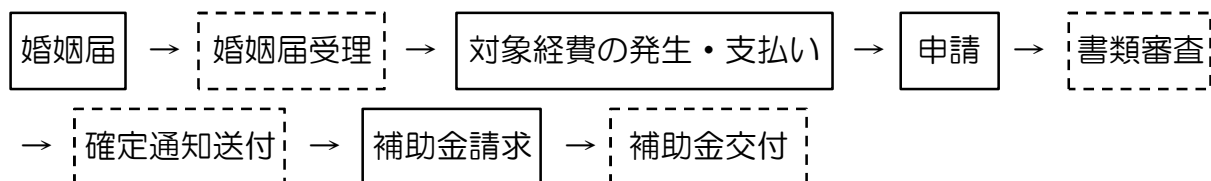
補助金額

支払った住居費と引越費用の合計金額で、上限は30万円です。

 新築住宅又は築後3年未満の建売住宅を購入した場合は、20万円を上乗せします

 中古住宅又は築後3年以上の建売住宅を購入した場合は、10万円を上乗せします

申請の流れ（申請者 市）



提出書類一覧

必須の書類

	チェック欄	書類名
ご自身で用意していただく書類	<input type="checkbox"/>	結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
	<input type="checkbox"/>	定住に関する誓約書（様式第3号）
	<input type="checkbox"/>	（住宅を賃借している場合） ・住宅の賃貸借契約書の写し ・領収書の写しなど賃借料の支払いが確認できる書類
	<input type="checkbox"/>	（新たに住宅を購入された場合） ・住宅の売買契約書又は建築請負契約書の写し ・領収書の写し
	<input type="checkbox"/>	（住宅をリフォームされた場合） ・工事請負契約書等の写し ・領収書の写し
	<input type="checkbox"/>	引越し費用に係る領収書の写し
	<input type="checkbox"/>	（補助金の交付決定がなされた場合） 結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第5号）
ご自身が市役所で交付を受けられて提出いただく書類	<input type="checkbox"/>	婚姻届受理証明書（又は婚姻後の戸籍謄本）
	<input type="checkbox"/>	世帯全員の住民票
	<input type="checkbox"/>	夫婦ともの所得証明書（※離職票がある場合には不要）
	<input type="checkbox"/>	夫婦ともの滞納のない証明書（※離職票がある場合にも必要）
職場で記入してもらう書類	<input type="checkbox"/>	（会社にお勤めで住宅を賃借している場合） 住宅手当支給証明書（様式第2号）
その他	<input type="checkbox"/>	アンケート

該当する方のみ必要な書類

	チェック欄	書類名
ご自身で用意していただく書類	<input type="checkbox"/>	（奨学金を返済中で、所得が400万円以上だが奨学金返済額を控除すると400万円未満になる場合） 貸与型奨学金の返済額が分かる書類
	<input type="checkbox"/>	（結婚に伴い離職された場合） 離職票など退職したことが分かる書類
	<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認めるもの

問合せ先

志布志市 企画政策課 地方創生広報戦略係 472-1111（内線447）
 有明支所地域振興課 地域振興係 474-1111（内線212）
 松山支所 総務市民課 地域振興係 487-2111（内線323）